

三重県犯罪被害者等支援条例

平成31年4月1日施行

～誰もが安心して暮らせる三重を目指して～



三重県犯罪被害者等支援
シンボルマーク「キュッとちゃん」

はじめに

- ・犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の「**二次被害**」や、加害者からの「**再被害**」や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。
- ・このため、三重県では、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「**三重県犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。

条例の基本的な考え方

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・犯罪被害者等が県内どこでも必要な支援が受けられるようにします。
- ・犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。

主な取組

- ・県民のみなさんに犯罪被害者等支援についての理解を促進するために広報・啓発活動を積極的に行います。
- ・「**11月25日から12月1日**」は、「**犯罪被害を考える週間**」です。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的な困窮を軽減するため、犯罪被害者等に対し「**見舞金**」を給付します。（裏面参照）



【お問い合わせ先】 三重県環境生活部くらし交通安全課

○電話：059-224-2664 ○F A X：059-228-4907

○Eメール：anzen@pref.mie.lg.jp

○ホームページ：<http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/anzen/>



三重県犯罪被害者等見舞金制度の概要



見舞金の対象者

対象となる犯罪

- 日本国内又は日本国外にある船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪です。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪は、給付の対象外です。

見舞金の給付が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、三重県内に住所を有していた人です。
- 犯罪被害者と加害者との間に、三親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。

見舞金の種類



遺族見舞金【60万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が給付対象です。
- 遺族の範囲と順位
①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）②子③父母
④祖父母⑤兄弟姉妹

重傷病見舞金【20万円】

- 犯罪被害によって重傷病（療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人

精神療養見舞金【5万円】

- 特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人
- 精神療養見舞金の給付対象となる犯罪行為の例
殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など

見舞金の申請

- 申請窓口は、三重県環境生活部くらし・交通安全課です。
- 申請についてのご相談は、みえ犯罪被害者総合支援センターでも受け付けます。

見舞金の請求期間

- 犯罪被害を知った日から1年間です。
※ただし、犯罪発生日から7年までの間

見舞金の返還

- 見舞金の受給後に給付資格がないことが判明した場合や、虚偽の申請であったことが判明した場合等は見舞金を返還していただかなければなりません。